

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年7月1日～令和8年6月30日までの3年間

2. 内容

目標1：子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備を行う。

<対策>

●令和5年7月～

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など諸制度の再調査。

●令和5年10月～

制度に関する資料を作成し職員休憩室等に掲示及び周知、また、対象職員への配布

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

●令和5年7月～

相談窓口の設置について検討

●令和5年10月～

相談員の研修

●令和5年11月

相談窓口の設置について職員へ周知